

光が丘第八保育園民間委託化対策協議会（第7回）要点記録

平成17年4月9日（土）

於：光が丘体育館

文体はすべて「である」体、または体言止めに統一する。

区管理職以外は、保護者・区議会議員も含め、個人名を表示しない。

文中、「保護者側出席者」は「保護者」、「保護者側司会」は「司会」、「光が丘第八保育園」は「光八」と表記する。

司会 この協議会も、保護者側からの要求によって、臨時に開かれる協議会なので、資料についても特別な扱いとする。

（委員自己紹介）

司会 議案だが、最初に保護者側が認可保育所を運営している業者対象にアンケートをとって、その結果が出たそうなので、この時間を借りて、そちらの説明をしていただく。その次に、前回最後に保護者側からスケジュールの話が出たと思うが、それについて区の考えを説明してもらおう。資料も出ているようなので、それをお願いする。その後で、プロポーザル募集要領について読み合わせて、細部についてチェックする中で、今までの積み残し部分について協議していきたい。アンケートの前に前回分で合意事項があればお願いする。

区側委員 4回以降の要点記録の作成が遅れていて、確認して最終的な確認という形の署名までいっていない。次回のおきをお願いしたい。

司会 ここしばらくは、臨時の開催だったので、特別ということによいか。通常の場合にはそういうことがないようにしてほしい。アンケートの報告についてお願いする。

保護者 保護者側で、都内で保育園を運営する事業者は、どういった条件であれば民間委託ができるのか等々、さまざまなことを聞いてきたので、簡単に報告させてもらう。アンケートの調査目的としては、我々は保育という事業がよくわかっていないので、保育のプロである事業者にも実際の声を聞こうというのがアンケートの目的だ。調査期間としては、3月後半から3月末までを回収期間として、きょうまで集計を行ってきた。対象事業者は都内で保育園、認可、認証を含めて運営する法人事業者のうち、我々が住所が把握できた500事業者に調査依頼をかけている。その結果、返ってきた数は、79サンプル、回収率15.8%という状況だ。

調査項目だが、公立保育園の運営委託について事業者がどう考えているか、また練馬区の民間委託を知っているか、その中でも、特に今回光八の中で、いろいろ検討されている内容について、どのようにお考えなのか、ということ等を聞いている。

順番にフラッシュで紹介する。まず、公立保育園の運営委託について、どのようにお考えかを聞いたが、過去にプロポーザル応募をしたことがある事業者が28%。応募をしたことはないが、将来的には考えている事業者が26%。およそ過半数の事業者が、公設園の運営受託について今後も事業を拡大していこうと考えているようだ。特に今回返答のあったうち、7事業者は既に公設民営を運営していた。

ここから、この後のスケジュールの議題に絡んでくるところだが、プロポーザル

方式で民間委託事業者を募集した場合、運営提案書を作成する期間として、どれだけの期間が必要かと聞いている。結果、1週間と答えているところが7%、今回もともとの案であった2週間と答えているところが4%で、両方あわせても10%程度だ。数としては、45事業者から回答があったが、そのうち5事業者のみだ。期間としては、1カ月以上になると数がぐっと上がってきて、やはり多ければ多いほどありがたいという声が出てきている。特に社会福祉法人では、提案書をつくる専門の職員がいるわけではないので、既設園の園長が通常業務と平行してプロポーザル提案書を書いていくことになるので、期間が短いと社会福祉法人が実質的にプロポーザル提案できない。だから、これまでの話の中には、門戸をなるべく広げたいという話が何度も出ているが、実際この2週間程度という募集期間では、門戸は非常に狭くなっていると受け取れる。

また、公募を行う時期についてだが、過去に応募した事業者で、4月に提案書を書こうとすると、4月という時期、非常に保育園は忙しい時期なので、提案書を書くために使う時間がなかなかとれないという声ももらっている。だから、今回の期間と、また募集をする時期、この2つをかんがみると、非常に事業者にとって厳しいというのが、我々の認識だ。

続いて職員の採用や研修、引き継ぎ等を行うために委託事業者が決定してから、実際に委託を始めるまで、どのくらいの準備期間が必要かと聞いたところ、練馬区が今想定している6月から9月のもともとの3カ月未満というところでは8事業者、17%となっていた。ただ、実際のアンケートでは自由回答でいろいろ細かいことも聞いていて、この8事業者についても、なぜ3カ月以内という短い引き継ぎ期間でできるのかと聞いていくと、もう独自の運営ノウハウがあるので、特に継続性ということを意識するわけではなく、自分たちのやり方でやっていくのだから、引き継ぎ期間が短くてもできると言っている。ここも、こういったことを言っているのが、区立としての保育の質を維持する、新しくつくるのではなく、維持するというのが、こういった事業者に本当にできるだろうかというところは、我々は疑問に思うところだ。

ほとんどの事業者は、6カ月以上の引き継ぎ期間がほしい。特にぎりぎりの人数配置、保育園を運営しているときに、余り余剰人員はないので、そういった状況から新たな採用、研修等を考えていくと、1年は必要という回答がある。門戸を広げて事業者に十分な期間を用意する。委託の開始時点から十分な保育の質を維持するためには、最低6カ月が必要だというのが我々の理解だ。

続いて民間委託と既存保育施設を引き継ぐ際に最も望ましい時期はいつか。これを見るとわかるように、やはり年度初めの4月から新しい体制でやりたいというところが83%、それ以外の9月、1月というのもないわけではないが、ここの中身をよく見ていくと、実際は9月ないし1月から引き継ぎを開始して、既存の保育士と一緒に子どもの面倒を見て引き継ぎを開始して、4月から自社のみでの完全委託ということ想定しているように見える。

保育士が現役であることが大事だという話を前々回の協議会の中でも、選定基準に入れようという話になったと思うが、現役保育士を年度の途中で既設園から新設

園とか、委託園に移すということは難しい。既設園の保護者にも、どう説明すればいいのか、説明ができない。そういうことを考えると、やはり4月からの委託が適切だ。こういう面でも、やはり現状の9月からの委託開始というスケジュールはどうか、非常に疑問を抱くところだ。

続いて練馬区で民間委託が検討されていることを知っているか、と事業者に聞いた。回答が来た事業者のうちおおよそ半数が「はい」と言っているが、この「はい」の中を見ていくと、実際に公設園の運営受託等をしていこうという事業者は、この全体の31%だ。範囲の51%のうちの約6割ぐらいだ。こういう状況からも、4月、3月末の時点では事業者にも、これから民間委託をすることは、ほとんど伝わっておらず、今のこのスケジュールを強行すると、非常に限られた事業者しか応募できないのではないかと懸念を抱いている。

プロポーザルに盛り込むところは盛り込むところとして、プロポーザル以外のところで受託要件を別途協議していこうという話が以前あったかと思う。そういうプロポーザルに書いていないが、受託の要件として何か盛り込まれたらどうか聞いたところ、事業者の態度によって大きく分かれてきている。子どものためによりよい環境が準備できるのであればという条件つきで、もう委託条件がどのように反映されても、それを遵守する事業者。契約事なので、プロポーザルのときのこういう前提でお願いするという前提が変わることは受け入れられないという事業者。大きく事業者の態度が分かれている。こういう混乱を招かないためには、やはり委託要件を、プロポーザル募集をかける前にもっともっと時間をかけて十分に協議をしていく必要があると考えている。

最後にまとめだが、スケジュールについて現在の公募期間、2週間としているところ、ここは少なくとも1カ月以上必要ではないか。引き継ぎの準備期間、3カ月と書いてある。半数以上はやはり6カ月以上はほしいと言っている。9月に全面委託開始というのは非常に厳しい。ほとんどの事業者が全面開始は4月が望ましいと回答している。契約の委託要件の変更についても、半数以上はそういった条件では委託を撤回する可能性がある、もしくは変更を受け入れることができないということになる。こういう状況を踏まえると、より多くの非常に意欲があって、能力がある事業者に来ていただくためには、今のこのやり方というのは少し課題があるのではないか。本当に事前に十分に話し合う時間がなくて、現在も本当駆け込みで、週1回こういった協議会という形で協議をしているが、まだまだ十分と言えない計画だ、というのが我々の認識だ。

司会 以上だが、区から何か質問とかあるか。

課長 私どもも貴重な意見として、アンケート結果については、受けとめさせていただく。このアンケート結果の部分で、私どもが本日説明する内容で多少なりとも改善されている部分もあるかもしれないし、依然として課題だという部分もあるかもしれない。

司会 ほかはないか。こういうアンケートをとったということだ。結構作業が大変だったようだ。では、次に行く。スケジュール案についてだが、前回、保護者側から区側のスケジュール案は無茶があるということで、代案を提示したと思うが、それに

対して区から話してもらえるか。

課長 私ども本日こういう局面で、また先ほどのアンケートの中でも、いろいろ期間について不十分ではないかという話もある。私ども現段階というか、この状況の中で検討できるスケジュール案ということで、本日持参したスケジュール案がある。資料として配付しているので、説明させていただきたい。

「光八委託スケジュール案」ということで、プロポーザルの公募期間だが、こちらは応募期間ということで、当初4月11日から4月20日という予定だが、2日だけ延ばして22日とした。光八の施設見学会については17日、日曜日で変わらない。

(2)の提案書等の提出期間だが、今までは応募期間が提案書の締め切り期間と考えていたが、先ほどのアンケートにもあったように、提案書の作成自体、この短期間ではなかなか厳しいという話があった。そこで応募期間については、22日までだが、最終的な提案書等の提出期間を5月9日に延ばす、と変更する。応募期間の4月22日までに、財務諸表等の書類については既にあるものだから提出していただき、公認会計士に審査委託をしたいと考えている。

(2)のプロポーザル公募期間中に実施する事項というところの上に、プロポーザルのその後の選定という言葉が出てくるわけだが、そちらは5月9日が書類の提出期限なので、10日から選定が始まるということだ。後ほど、選定委員の構成については協議しなければいけないが、基本的に第三者を選定委員に入れていくということについては、私どもも了解している。第三者選定委員の日程調整等もあるので、最後のところの期間は未定という形にしてある。めどとしては、6月17日、金曜日あたりまでには選定を終わりにしたいと考えている。

また(3)のところだが、プロポーザル変更に関する実施する事項、こちらの方の日付は、5月16日には、書類審査の選定委員会の審査会をやりたい。それから5月21日、土曜日にはプレゼンテーションを実施したいと思っている。5月24日、25日は事業者が運営している保育園の視察ということを用意している。最終の審査会については、今のところ日付としては入れてない。選定委員のご予定もおさえた上で、入れていきたいと考えている。

そういうスケジュールなので、私どもが当初、引き継ぎ期間を3カ月ということで、6、7、8の3カ月の引き継ぎ期間と考えていたが、選定について選定委員の構成も第三者を入れる、また期間についても、ある程度とるとということで、選定行為を丁寧にやっていくという結果、引き継ぎ期間が従来よりも短縮されてくるだろう。私どもは、当初、3カ月を引き継ぎ期間とすると予定していたが、9月以降のフォロー体制も区として十分とっていくということもあわせて、その結果選定が延びて、受託者の引き継ぎ期間が、7月1日から8月末という形の結果になることもある。ただ、そういう形になったとしても、選定行為を丁寧にいき、9月実施後のフォロー体制を3月末までとっていく。こういうことをあわせて考えると、このような形でも円滑な委託は可能だという判断のもとに変更したということだ。

また、協議会については、本日4月9日ということだが、予定として4月16日、選定基準等も決めていくとで、5月14日まで示している。

司会 保護者から何か質問等あるか。

保護者 これを受けて保護者からコメントだが、さし当たって当初の課題と、それに関して今協議しなければいけないケース、内容、その辺を含めて細工をされたという感じを受けた。ただ、1点確認したいのは、前の、例えば4月があって9月があるという区長の表現にあったような、そういうスケジュールの提示ではないと私たちは考えている。結果的にこれは、この協議会を詰めていく中で、多少やはり実の部分でわからないところがあるから、そのあたりはお互いに努力するというのは大前提にあるが、そういう意味でのスケジュールと認識してよいか。

部長 まず前提として、スケジュールは区長の所信ということで、自治体の長が議会に表明をしたという、大変重い意味を持つということは申し上げなければならない。今、言われたように、具体の部分、細目のスケジュールの部分については、皆様との協議の中で、さまざまな調整をしなければならないことを踏まえて我々としても動かなければならない。今回も庁内的にはいろいろな議論があったが、最終的には皆様の意向、また我々としても、とりわけ選定の部分をきちんと丁寧にやっていくということについては、皆様と考え方が違ってないと思っている。ただ、こうすることによって、引き継ぎ期間、フォロー期間のあり方はやはり見直していかなければならないと感じている。

いずれにしても、そういうきちんとした検討、選定も含めてだが、そういうことをやっていくことを前提として、スケジュールの具体については詰めていく、そういう考え方でいくことについては、ご発言のとおりだと理解している。

保護者 その中で、今私たちとしては、9月委託開始は全く飲んだなわけでもないし、反対の立場は変わらないが、それにもまして7月、8月と2カ月間しか引き継ぎ期間がない。そちらは、その中でフォロー体制を充実していくという話があったが、今この状態で、充実という中身がどんなものであるか、保護者はフォロー体制が充実して「ああ、これだったら3カ月を2カ月にしても納得できる」というような内容があってしかるべきと思う。もう少し具体的に言えることがあれば、お願いしたい。

部長 先ほどから申し上げているように、今回のスケジュールの流れの組み立てとしては、まず公募期間が短いのではないかと。提出書類の期間はやはり確保すべきでないか、ということから始まって、選定委員会を丁寧にやっていく。そうすることによって、結果として9月実施という私どもの大枠のスケジュール、これを考えた場合には、引き継ぎ期間を2カ月にせざるを得ないということがある。そのかわりというか、もちろん引き継ぎ期間を充実させるとことは当然のことだが、フォロー期間について充実させていただくと申し上げた。

その充実とは何か、端的に申し上げるが、当初私どもは引き継ぎ期間については、皆様に既に示している案がある。この中では、園長、主任保育士、保育士、栄養士、看護師等、計十数名の職員を配置してフォローを行っていくと申し上げた。このところは、当然引き継ぎ期間が2カ月ということは、この間で、もし引き継ぎが終わらない場合には、当然フォローの中でも依然として引き継ぎの機能を行っていかなければならないと思っているので、そういう意味では職員の方は残すという形になってざるを得ないと思っている。

そういう意味では、具体については、なお保護者の皆様とどういう形がいいのか、詰めさせていただくが、区としては3月いっぱいフォロー期間における職員配置については大幅に拡大をしていくと申し上げられるだろうと思っている。そういう中で、丁寧な引き継ぎ、あるいはフォローを行ってまいりたいと、そう考えている。

司会 保護者側はそれでいいか。1つだけ聞きたいが、プロポーザルの応募期間が4月22日まであって、見学会が17日、1日しかないということは、22日に応募した業者は見学会はできないということか。

課長 見学会については、日曜日に施設を見ていただくという形で、設定として日曜日は17日しかないということだが、ぎりぎり応募されてきたという事業者は、提出期限が5月9日までとあるから、どこかで臨時に設けたいと思っている。

司会 それは、どこで説明するのか。

課長 17日を過ぎて応募されてきた事業者がいれば、どこかで日程をとって、まとめて行いたいと思っている。

部長 今、ご質問があったということではなく、私どもはやっている中で、さまざまな意見に対応しなくてはいけないだろうと思っている。基本はとにかく多くの事業者に応募をしてもらって、その中でももちろんプロポーザルの募集要領の水準を乗り越えていくことはあるが、できるだけ多く来てもらって、その提案を競っていただくという基本を考えているから、その中で例えば17日までに応募があった事業者だけではなくて、予定という部分も希望があれば申し込みしていただければ、施設見学はできると思っている。17日以降に初めて応募の相談に来たということについての対応は、現実的な対応をせざるを得ないだろうと、思っている。

司会 次行く。

保護者 フォロー体制についてだが、これは4月からの完全委託をしたいという先ほどの事業者のアンケート結果からも非常に望ましいことと思う。ただ、プロポーザルの中で、事業者にそのことを伝えていかないと、なかなか応募しづらいかと思う。この後の話で出てくると思うが、そこはよろしく願いたい。

保護者 今回のスケジュールのスタートとして、今回の件は合意するとか、しないとか、そういう性質のものではないというように持って行ってほしい。そこについては今後の課題であり、当面こういう案を出されたという状況はわかった。スタートしては、9月1日には反対というスタンスは変わらない。

司会 協議会の立場でいえば、協議会の協議項目と協議順序を立てるための一つの目安として使わせていただくということによろしいか。(異論なし)

保護者 別に今かき回すということではないが、せっかく今部長から話があったので、公的記録にも残るものなので、一言、言わせていただきたい。区長の所信表明で自治体の長の発言は重いということだが、それであれば、このような無理なスケジュールを軽々しくというか、所信表明で出して、その後にそれに合わせるような形で無理にいろいろなことをやっていくというのは、おかしいのではないかとすることは指摘しておきたいと思う。

司会 スケジュールについて、他あるか。なければ、プロポーザル要領に入っていきたい。どういう形で進めるか。

保護者 提案としては、読み上げてもらいながら、1項目1項目進め、何かあればそこで議論すべきだし、なければその先に進む。そういう順序でどうか。

保護者 その方式でよいか。では、区の方から各項目、1個ずつ進めてほしい。

課長 公募開始前の最終なので、一つひとつ詰めていった方がよいと私も思っている。

1については、今回のプロポーザルの趣旨について記載している。運営委託の区の計画、それから保育サービスの展開と今回の選定についてというところを記載してある。募集する区の見方ということである。

2 参加資格は議論が相当数あるというところで、前回までの議論を受けて、区としての判断ということで挙げてある。また議論があろうかと思うが、次の事項をいずれも満たす法人ということで、(1)として「認可保育所を運営し、かつ、他に保育施設を運営している法人」、(2)として「第三者評価または施設利用者アンケート等を実施している法人」、このいずれの事項も満たしている法人が今回のプロポーザルの募集要領の参加資格があるという規定である。

司会 1番、プロポーザルの趣旨を飛ばしたが、1個1個確認をとる。まず、プロポーザルの趣旨については、何かあるか、保護者側はよろしいか。

保護者 異議なし。

司会 では、2番の参加資格について、何かあるか。

保護者 参加資格について、前回、認可・認証の話、あと第三者評価の話を大分議論したが、このところで1つ問題だと思うのが、1番の認可保育所を運営し、かつ、ほかに保育施設を運営している。ほかに保育施設というのは、例えばこれだと無認可とか、下手すると何でもよいというような状況になりかねないので、ここには、かつ、ほかに認証保育所を運営している法人というような項目にしたい。

2番目の第三者評価または施設利用者アンケートを実施している法人と書いてあるが、前回の議論の中で第三者評価と施設利用者アンケートというのは、性格がやはり違う。父母の求めているものは、第三者評価だという内容からすると、2番の文章は第三者評価を実施している法人としたいという思いがある。

司会 まず、1つずつ(1)番からいく。

課長 認証保育所も認可外保育施設である。認可と無認可ということで分ければ、そういうことになるが、認証保育所は都の制度であり、横浜には横浜保育室という認証保育所と同じような都市型保育サービスを展開している。認証保育所と同等の他県のものは認証保育所とは言わない。横浜は同時期か、少し早いぐらいに横浜保育室を立ち上げているので、表現として都の認証保育所、それと同等の保育施設を運営しているみたいな形にしていただければありがたい。

保護者 全国的に公募をすと言っているわけだ。その中で、より体力のある業者に受けてほしいという思いをそこに入れていただければいい。何か適する言葉があれば、それで構わないかと思っている。

司会 その問題もあるが、前回の協議会では、認可保育所を2つ以上にしない理由は何だということまで話があって、それはどういう理由だったか。門戸を広げたいという結果だったか。

課長 前回の資料では、認証保育所と認可保育園を運営している、東京都内の資料を出

した。今、言っているのは、認可外保育施設は認証保育所だけではなくて、ある程度そういう認証保育所と同様の保育施設を運営しているというがあるので、認可外が全部劣悪という形にはならない。認可保育所と認証保育所と同等の保育施設を運営している法人であれば、ある程度そういう基礎体力、人材確保の点からいっても、レベル以上の運営法人であると考えている。

保護者 同等レベルという言葉ですが、事業者側にとっては同等レベルという記載で理解できるものか。正直言って、よくわからない。思いはわかるが。

課長 千葉にも同じような保育施設がある。埼玉はない。

保護者 では、認証保育所とか、他県のそういう名称を入れる方向でどうか。

司会 こちらの資料だと、都内で認可保育所を2つ以上運営している株式会社は4つしかないが、都外も含めて認可保育園を運営しているという条件にしたら、株式会社6つ入っている。

課長 都外で認可を運営しているところで、認証保育所を持っているところもあるので、そういう意味では入ることはできる。

保護者 認可保育所を複数運営しているところでも、6つは入る。

保護者 認可を複数でも別に構わない。

課長 もう一つ提案がある。認証保育所も区内でやっていけば練馬区の補助を受けている。一定の施設の面積、保育士の配置、保育の実際の中身、給食の関係、そういう部分について一定レベル以上であれば、東京都も各区も補助を出している。保育室など一定レベル以上のきちんとした保育をしているところには、東京都が補助金を出しているの、公的補助を受けている保育施設という仕切りでもいいと思う。
(単発的な発言が続くので一部省略)

保護者 東京都に関していうと、認証保育所がよいわけだ。そこであれば、今合意はしている。同等のことまで今言っていると、ある県は何々という言葉で、ある県はないところもあるかもしれない。都の認証保育所で合意されていれば、同等という言葉はあいまいだが、認めていいのではないか。

司会 それで、よろしいか。D案を検討しなくていいのか。

課長 Cでよろしければ結構だ。

司会 では、2の参加資格の(1)は認可保育所を1園以上含む。

保護者 2園でもいいということだ。

司会 では、そのC案でまとめる。いいか。では、保護者側の提案の文章でいく。

保護者 同等以上というのは事業者が判断するわけだ。

司会 では、(1)について、区側はそれで結構か。では(2)について、施設利用者アンケートは認められないという話をしていたが、いかがか。

課長 第三者評価は、14年に試行があって、15、16と今年が3年目だ。練馬区内の社会福祉法人も、まだ1園も受けていない。まだ受けていないところが多いということを見ると、基本的な部分は施設調書、それから指導検査の結果等もあるので、提出してもらい、それプラス利用者のアンケートがあれば、ある程度類するような形になるというのが、私どもの考え方だ。

保護者 「または利用者アンケート」というと、法人によってはどちらかの形態で来るわ

けだ。選定にそれを使うとなったときに判断できないと思う。利用者アンケートというのは、どんな形式で、誰のみたいなのが不明確だと思う。

司会 アンケートの発注が事業者というわけだ。

保護者 第三者評価が15年から3年ぐらい。3年目というのが、私は非常に長いと思っている。もう3年もやっている。そこを理由にやれないというのはわからない。実績があれば、できる。実績があるものに対して、それを理由にできないというのはわからない。「または」というのは選定する側にとっても不適切だ。アンケートの中身は非常に流用的なので、ここは第三者評価に統一していただきたい。

第三者評価で統一してほしいというのが1点、ただ受けていない事業者が、どこかの段階で、例えば区の提案だと6月17日を選定終了のめどにしているので、例えば仮に6月10日までに第三者評価を終えている。要は第三者評価を後追いでも、いついつまでにこれができるのであればいい、というような形はどうか。

司会 いかがか。

課長 考え方としてはわかるが、今第三者評価の基準について都で見直しをしているところで、新しい基準になるという変わり目の時期になっている。都は4月、5月については評価機関に第三者評価をさせない。早くても6月からだという形で、評価機関に私どもいろいろ問い合わせしてみたが、4月、5月は動けないという情報もあって、状況を聞いてみると都がその様式について、4、5月は配らないということだ。今の状況では困難だ。

保護者 実務的には、後追いで4、5月にさせることは不可能ということか。それで6月だから、後追いでさせるという条件だと不可能ということか。

課長 少し時間をいただきたい。

司会 3分ぐらい休憩する。

(休憩)

課長 提案だが、第三者評価を受けていない法人について、第三者評価と同じ形で利用者アンケートをやってもらう。その結果を持ってきてもらう。評価機関は正式には第三者評価として、4、5月にはできないが、現在持っている第三者評価の項目と同じことを利用者アンケートとして実施する。多分、園の運営者の意見、職員の意見、それから利用者の意見、いろいろ聞くわけだ。同じ形で出してもらうということではいかがかというのが、提案だ。

保護者 それは、対外的に第三者評価をやったという証明とまではいなくても、対外的にも出せるものに値していると思っていいか。

課長 第三者評価ではなくて、練馬区がその事業者と同じことをやってもらう。ただ、この4、5月の期間については、第三者評価機関が行う第三者評価はできないから、そういう形で同じことをやってもらうということだ。対外的にそれは第三者評価かどうかと言われると、そうではないということだが、同じことをやってもらい、その書類を出してもらうということだ。

保護者 その結果は公表できるものなのか。何を知りたいかということ、第三者の目で見ても冷静に評価をして、これを担保するために第三者評価という制度になっている。自主的にやるということであると、うがった見方だが、情報操作できるわけだ。その

担保は、どうすればいいかという話だ。だから、そのためにも公表できるものなのかどうか、聞いている。

課長 それは公表を条件にやっていただこう。第三者評価と極力同じ形でいきたい。第三者評価自体、言われるように公表を前提にしたものだからだ。

司会 第三者評価ができないのは、4月と5月だけか。6月からはできるのか。

保護者 6月からはできるが、では必ず6月末の選定ができるかというのも疑問だし、5週間かかるだろう。そうすると実務的にできない。

保護者 今の提案で検討する。ここで時間をかけるわけにいかないの、最後にまた改めて、これは話させてもらうということによいか。

司会 参加資格の(2)の文面については先送りとする。

課長 3番の施設の所在地については記載のとおりだ。

司会 問題ない。次行ってほしい。

課長 4番の施設概要、延床等の面積を出しているが、設備面については最後に載せてある。平面図ということである。

司会 その別紙はプロポーザル公募開始のときに、これを渡すのか。

課長 そうすることだ。

司会 わかった。では、ここはないか。では、5番お願いします。

課長 5番は少し変更したところだ。準備委託期間の部分を平成17年6月1日から平成17年8月31日までの間で指定する期間としている。こちらはプロポーザルの選定ということで、第三者委員の日程があるし、6月17日ぐらいを選定のめどと考えているが、確定しないところがあるので、6月1日から8月31日までの間で指定する期間とさせていただいている。運營業務委託期間については、9月1日から18年3月31日ということである。

司会 保護者は、その説明で何かあるか。

保護者 運営開始の9月1日というのは、私たちとしては同意していないが、募集を出さざるを得ないというこの状況を踏まえて、この部分については、プロポーザルの要領としては、構わない。また準備委託期間にしても、問題はない。

保護者 6月1日か。先ほどのスケジュールだと引き継ぎ期間は7月からだ。選考の期間がわからないから6月1日にしたという話だったが、まず1つ目、それでいいのかという話がある。2つ目、運營業務委託期間を9月1日から3月31日と言っているの、そうすると、フォローがここで行われているというのがよくわからない。

課長 まず1点目だが、先ほど申し上げたプロポーザル選定の書類の提出期限を5月9日にして、5月10日から選定に入る。第三者選定委員を入れることになるので、最後が未定になっている。めどとしては6月17日で、そうすると受託者の引き継ぎ期間が7月1日から8月末ということも考えられる。ただここは、その選定委員の日程もあるので、最後の選定委員会をどこで開けるか、その前に開ければ、もう少し、7月1日でなくても、6月何日ということもあり得るわけだ。その点の動きを6月1日から8月31日までの間で指定する期間と表現させていただいたということだ。

保護者 わかった。「までの間に指定する」というところで、説明しているわけだ。2点

目のフォロー体制の説明が、これだけではわからないというところはいかがか。
課長 フォロー体制については、2ページの10「委託内容」のところに記載しているので、そのところで説明させていただきたい。

司会 進めていって、そこへ戻る。では、6番お願いします。

課長 6番は、これは今の年齢別の入所定員だ。6番から9番までは、現状について記載している。ゼロ歳は100日から受け入れ、定員7名、障害児については、原則3歳児からで、受け入れは3名までということだ。

司会 6番から9番までは現状説明ということだが、よろしいか。次の10番に行く。

課長 10番、委託内容だ。委託内容については、一言でいえば保育園の運営業務だ。保育所保育指針に基づいて保護者との連携を密にさせていただきたい。保育計画および指導計画のもと、保育園児を保育する。保育園児が1日の生活の大半を保育園で過ごすことから「安全の確保」「健康の保持」および「衛生の保持」などについては、細心の注意を払い保育をすること、を記載している。

特に年度途中の委託実施となるとから、平成17年度中は既に作成されている光八の年間保育計画を継続維持するものとする。先ほどの話の中で、なお練馬区として平成17年9月以降に練馬区職員によるフォロー体制をとるので、受託者は連携を密にして円滑な移行に努めること、と記載している。

保育園の運営に当たっては、保育の安定性と継続性を確保することが極めて重要である。そのため、練馬区は委託の継続性を契約上最大限考慮する。受託者はその趣旨を十分理解し、安定的な事業運営を行うとともに、将来を見据えた保育サービスの充実に努めること、と記載している。

最後は、調理業務で、保育園の運営業務のうち調理業務は、受託者の直営かつ園内調理とし、給食は保育園児個人の発達状況、摂取状況、アレルギーなどに合わせて提供すること、と記載している。

委託内容の一般的な部分について記載している、ということだ。

司会 保護者側はいかがか。

保護者 確認したい。先ほど、部長が言った職員の大部分を年度内いっぱい残してフォローしていききたいという部分は、第1番目の下線部に該当するという事によいか。

課長 先ほど部長が申し上げた、そのフォロー体制、3月までということは、この部分で対応している。

保護者 (5)の下線部については、私どもが複数年の契約をお願いしたところ、当初からこれを見込むことは難しいということで、この文言になっているということか。

課長 皆さんから複数年契約という話があり、区の今の制度や状況では、単年度契約という規定になっているが、保育の特性を考えると趣旨もよくわかるので、募集要領は、このように記載して、事業者に留意していただくというところだ。

司会 いかがか。

保護者 この練馬区職員というところだが、これは保育士ということか。

課長 もちろん保育士もいるが、栄養士、看護師も入っている。

保護者 これを業者が読んだ場合に、練馬区職員というのがそういう意味であるということとは、わかるものなのか。私にはわからないのだが。

課長 フォロー体制については、他区でも実施しているところもあるので、委託を受ける事業者は、十分そういうことであるという認識が得られていると思う。

保護者 では、誤解の余地はないと判断していいのか。

課長 結構だ。

保護者 フォロー体制というところで、2、3人の人が定期的に巡回をしてきてフォローするのではなくて、大半の職員が残っているというのが、この文章だとわからない。文章にはならないかもしれないが、説明する場とかあるのか。

課長 文章で表現するということは、難しいかと思う。応募事業者については、そういう表記で、それを前提に考えていただくという形でいこうと思う。

保護者 それは、個別にということか。それとも施設見学会等のときに集めて、そういう説明をするのか。

課長 集まった事業者については、そういう機会もある。ただ、施設見学会に即来れるかどうかという事業者もあるので、個別の説明をしなければいけない場合も出てくるかと思っている。

保護者 非常に大事なところだと思うので、問い合わせがあった事業者すべてにこの内容は伝えていただきたいと思う。

課長 事業者に不公平になってはいけないので、そうする。

保護者 現行の保育士の大半が残るということを説明してほしい。記録をはっきり書いてほしい。現行の保育士の大半が残るという説明をしていただきたい。今抜けているが、期間も18年3月までだということもはっきり伝えるわけか。

課長 どういうフォロー体制をとるかということ、説明する。

保護者 フォロー体制を具体的に、現行の保育士の大半が残るという項目と、9月から来年の3月までの期間だということか。

課長 保育士だけでなく、ほかの職種の方も説明をするということだ。

司会 フォローの細かいところについては、また後日にも協議せざるを得ないと思う。ただ、そのフォロー体制の具体的なことについて、事業者については必ず公平に詳しく説明をするということによろしいか。

課長 結構だ。

保護者 最後に、今のここの部分は変えたことをわかる意味で、プロポーザルの募集要領は、下線を引くなりしてほしい。つまり、埋もれる可能性があると思う。委託内容でぱっと見たときにわかるようにしてほしい。

司会 強調しろということか。

保護者 そうだ。読み流していただきたくない。逆にいうと、そうすることによって、フォロー体制とはどういうことなのかというような問い合わせがあるかもしれない。それから複数契約を我々が求めてきたのが、難しいということで、その後半の分ということで出しているわけだから、それをにおわせるということをはっきりさせる意味でもしてほしい。

司会 いかがか。

課長 私どもとしては、特定のところに下線を引くというのはちょっとどうかと考える。このままだと、目立たないということであれば、段落を変えて1項目ずつ(1)、

(2)、(3)とするとか、文章に埋もれないような形ということであれば、そういう形で、見逃さないようにしていただきたいと思う。しかし、下線を引いてそこだけ強調するというのは、なかなか難しいと思う。

司会 今の区側の対案ではどうか。

保護者 工夫していただけるということであればいいと思う。

(表記の仕方について、単発的な会話が続くので決まったことを書いて、一部省略する。)

・(1) (2)のようにふり、「年度途中の委託」「フォロー体制」「委託の継続性」「調理業務」と項目立てをする。

司会 最終的にはこれでいいのか。こうすることで、多少埋もれてしまうことを避けることはできる。

保護者 項目が出た段階で埋もれるということはない。

司会 書式的に合わないところは、区で合わせてほしい。10番の委託内容については、以上でよろしいか。では、次の11番に行く。

課長 11番、法令等の遵守だ。遵守する法令について、児童福祉法以下、最後はその他の関係法規ということで、記載をしている。

司会 11番は問題ないか。12番お願いする。

課長 12番は、「運營業務委託にあたっての保育サービス等の条件」だ。特別保育事業として、「延長保育」、「一時保育」、「休日保育」、「年末保育」を挙げている。延長保育は、午前7時から7時半と、午後6時半から8時半だ。継続利用者の定員は設けない。

一時保育は、施設の改修をして、18年1月4日から実施を予定している。保育時間は通常の基本保育時間で、定員については事前の登録制で10名だ。休日保育も18年1月4日からの日曜日、祝日の保育として実施する。保育時間は基本の保育時間と同じで、定員については事前登録制で30名だ。年末保育は、12月29日、30日の実施で、保育時間については、基本保育と同じで、定員については事前申込制で30名だ。

(5)は、保育園の運営委員会に出席することを記載している。受託者側職員、保護者、練馬区の職員が参画する保育園運営委員会に受託者が出席をしてもらう。

(6)園長以下の配置職員は、引き継ぎ計画に基づき各職員の準備委託開始期日までに、研修等事前の準備を行い配置すること。(7)練馬区が行う保育園運営に関する第三者評価および利用者アンケート等について協力することだ。

司会 保護者側は何かあるか。

保護者 今回新たにサービスを追加することが書かれている。その中で今スケジュールを説明されたように、9月以降フォロー体制を充実して、保育士はほとんどすべて残すような話の中で、この追加されるサービス分は、どなたが担当するのか。9月1日から実施するようなことになっている。

課長 延長保育については7時半まで、現在、区の保育園でやっている。延長の時間が延びる拡大の部分がある。9月1日から委託と同時に実施するので、基本は委託を受けた事業者の保育士になる。ただフォロー体制で来ている区の職員は、通常の今

までの勤務時間、基本的にはいるわけなのでフォローできる。フォローできない時間も出てくるという可能性はある。

保護者 その辺の問題と絡んでくるフォローのあり方みたいところで、今のこの文言を聞くと、フォロー体制の期間は9月から3月までというのは、イメージで単純にいうと保育士の数が倍になると思える。例えば、そうではなくて、この時間だけ委託業者の保育士がいるのか、その辺はどう考えているか。イメージとして保育士が倍になるのは、人口密度的に子どもの目からするとおかしいことだ。

課長 常に毎時間、毎時間、倍ということはもちろんないと思う。一時保育の部分や、それから休日保育の部分は新しいサービスだから、こちらにはフォロー・引き継ぎ部分も区の職員にはない。新しいサービスについては、事業者の保育士が体制の主体となってももちろんやるという形になる。

保護者 当然区として今やっていないことに対して基準は設けていないはずなので、体制とか、そのやりようというのは、提案書の中で表現してもらって、選考で見ていくという、そんなイメージか。

課長 区としては、年齢別の配置基準についてはクリアしてもらおう。どう職員を配置して、それ以上に手厚くするのか、どうするのか、どこを見るのか、どういう形で基本保育と特別保育事業の関連職員の配置をどうするのかをそれぞれ事業者の提案があるかと思うので、そこは提案書の中で見ていく。基本保育の配置と別に、こういう特別な事業は職員を配置してもらおうということで、その考え方や理念や職員配置について、提案書の中身で出してもらおうという形になっている。

保護者 要は7時半の時点で、職員が切りかわるという認識でよいか。7時半までの間はフォローしてくれる今までの職員がやって、7時半になった時点で、委託をした保育士と入れかわる、その1時間だけということか。

課長 そういう区の職員とぱっと入れかわるという話ではない。事業の主体は、委託しているわけだから事業者だ。その事業者の職員配置はしているわけだ。そのうえで、区の職員をフォロー体制として残している。今までやっていない一時保育などは、引き継ぎ・フォローできないが、延長保育の一部なりはフォローできる。

保護者 事業者からすると、フォロー体制を区がどう考えているのかというところを、必ず聞いてくる。今の課長の話の話を聞いていると、もっともかなという感じもするが、結局のところ何かわからないという印象だ。

司会 一時保育は、1月4日から絶対実施するのか。

課長 それまでに、施設の改修が済むという予定だから、一時保育は1月4日から実施していく。そういう前提で委託すると考えている。

司会 1月4日から休日保育や一時保育ができないところは、受託できないわけか。

課長 それが前提だ。

保護者 素直に考えるとフォロー期間中と名前を変えているが、要は引き継ぎ期間中だから、この新サービスは、18年3月31日まではやらないのが普通ではないか。むしろプロポーザルをうたうのであれば、4月以降の予定として、こういうことをやっていただくと考えの方が素直だと思う。つまりフォロー体制と言っているが、いたずらに区の職員がついているわけではない。つまり要は中身でいえば引き継ぎの

途中ということだから、そこに新たに新サービスを加えて無理をする必要はない。18年4月からの完全委託ならば、そこから委託した業者がやるというのは、納得性もあると思う。今無理にこういう負担をかける必要はない。

司会 1月4日から始まる一時保育や休日保育に対するニーズというのが、どの程度あるのかという問題もある。

保護者 引き継ぎ期間が2カ月と短くなったので、フォロー体制を厚くする。とりあえず、引き継ぎ期間という認識だからフォロー体制を強化するという意味合いだと思う。その意味に照らすと、別に9月1日からやらなければいけない必然性が、受け手のこちら側にとっても9月1日から何かどうしても新サービスを受けたいという例が、そんなにない。どちらかという、環境が変わるのはやはり4月というのが、受け手の側からしても、普通だ。区の実施したいことはわかるから、効率よくやったらいかがかという話だけだ。

保護者 先ほどあった「指定する期間」を入れたらどうか。1月4日から3月31日の間で指定する期間とする。

部長 皆様の気持ちもわかるが、区としては9月は完全委託だ。そして、フォロー期間をその後設けて、その中で引き継ぎ機能もその中に入れていく。実態としては、ほとんどの職員を残すことを申し上げているわけだから、当然9月に委託がなるということの委託効果として一定のサービスの拡大・拡充というものは、区としては、どうしても実施しなければならない。したがって、延長保育の拡大は9月1日からだ。事業者にとっても、さまざまな見積もりを出すに際して、あるいは職員の構成を構築するに際しても、きちんとした特別保育の実施時期というものが明記されないと、提案書が出せないだろうと思っているので、私どもとしてはプロポーザル募集要領としては、この形で行きたいと考えている。

保護者 具体的にどういう実施の仕方をするかは、今後の協議事項ということによろしいか。提案をこの形で受けるということか。

課長 プロポーザル募集要領だから、この形で提案を受けるということだ。

保護者 9月から新サービスをやるという区の考えは提案として受けたとして、仮にそれをする場合は、7月、8月の準備委託をきちんとしていただかないと、9月新サービスなんてできるわけない。9月から完全委託だって言っておきながら、今の光八の保育士を大半残すと言っているわけだ。今、私たちの子どもが受けていない新サービスを受けるにあたって、全く初めて会う保育士が9月から新サービスをやるということか。もしそういうことであれば、7月、8月にきちんとした準備期間中に新サービスを9月からできるような体制をとっていただかないといけない。

以前いただいている事業者との引き継ぎ計画書の案という7月、8月のこういう引き継ぎではできないと思う。園長・主任ぐらいが、7月、8月に新事業者の方がくる。それだったら9月から新サービスできない。だって、事業者の園長が新サービスを1人で見るわけではない。区の考え方で実施するのは、ある意味、新サービスだからいいかもしれないが、どういう需要があるかを別にして、実施するとして、保護者が預けてみたら、これはだめだということでは困る。それがないように7月、8月中にしっかりやっていただかないといけないと思う。

保護者 本音で語っていただきたい。部長の言ったことは、確かに9月委託ということになっているから、対外的には正しい。しかし、我々が今ここで話しているのは、そういうことではないので、しかも今回は新サービスをやれと我々が言っているのではなくて、むしろやるなど言っている。なぜかというと、余計なことをやってみずから首を絞めることはないから、きちり引き継ぎをやってほしいということを行っているわけだ。9月1日が委託ということだが、指定する期間と入れてもいいし、はっきり18年4月からの本音の部分で完全委託から始めるとか、そこ書かなくてもいいが、素直に、本音の部分でいえば簡単に済む話だから、どうか。繰り返すが、サービスをふやせと言っているのではない。余計なことをするなど言っている。

保護者 特別保育事業は、光八の園児だけが対象ではないものがあるが、どれが光八の園児が対象で、どれがほかのお子さんも含めてという、区分けを示してほしい。

課長 延長保育は光八のみ対象だ。一時保育は、園児以外の方が対象だ。休日保育は、他の保育園の園児も対象になる。

司会 事前登録制ということは、別枠ということか。

課長 対象は、光八の方だけじゃなくて、他の認可保育園の園児も利用できる。

司会 休日保育は、どこかの保育園に通っている園児以外は受けられないのか。

保護者 区内全員ということか。

課長 認可保育園に通っている園児が利用できる。光八も利用できるし、区内の認可保育園に通っている園児が利用できる。

司会 では、保育園児じゃなければ使えないのか。

保護者 年末保育はどうか。

課長 同じ考え方だ。

保護者 その辺をここに書いていないとわからないのではないか。

保護者 書いていなくても、やる側はいいわけだ。

課長 事業者から見ると30名の人をどうするかという形だから、構わない。

司会 登録を受けるのは受託業者か。区が地方自治体として責任を持って事前登録を受けるわけではないのか。

保護者 提案だが、こういった形で結構詰まっていないところが非常に多い。サービスの内容及び開始期間は、保護者、練馬区、事業者の3者協議のもと決定するとか、そういう一文を入れることは不可能か。

課長 プロポーザルを応募しようとするという事業者については、私どもとしてはこれを前提に提案していただくと考えている。どうした形で実施するかというのは、いろいろあると思うが、提案自体はどこかで決めて、1月から30名を受けるといふことで提案して見積もり経費・職員配置も考えてもらう。そのうえで、プロポーザルの事業者選定をしていきたい。将来的には実際に年末保育・休日保育を実施する事業者なので、どういう形で実施するのかという提案を受けないと選定できないと考えている。

保護者 ただ、そこが決定事項ではない。今まだ全然合意できていない。

司会 時期的なものとか、妙にここだけ内容が細かい。

保護者 募集の時点で見積もりをする上で、そこが必要だというのは確かに言うとおりで

と思うので、現状の文章がそのまま入っているほうがいいと思う。練馬区案ということで、これが入っている。ただし、実際の実施においては、このとおりに行かない可能性があるという、そこだけは入れてほしい。

司会 休憩する。

(休憩)

司会 保護者側から何か提案があるか。

保護者 特別保育事業の実施については、事業者と保護者と練馬区による協議の上決定するというのを部長から発言してもらい、記録として残すことで、文面としてはこのままでいくということはどうか。

部長 今、提案があったが、特別保育については、区としても内容については当然皆様と協議して具体を決めていかなければならないと考えていたので、今回の表現として、この特別保育については、区、保護者、事業者との中で協議をして具体については決めていこうと考えている。

司会 よろしいか。では、次の13番に行く。

(12の(7)は後で行うことを確認)

課長 13の職員数等だ。(1)については、下記の職員配置以上の配置をすること。(練馬区の年齢別定員に対する配置基準による)非常勤職員の数、それから別添資料で以前に出した保育士の配置体制も参照して、クラス別保育に入る前の7時半から8時半までの合同保育の配置体制、それから16時45分から19時30分までの保育の配置体制ということも参照して職員配置をしてもらおうということだ。それから保育士のクラス別配置は、年齢別にこういう形で区としてやっていくということも挙げている。特別保育事業の実施にあたっては、上記の配置基準を準用して、別途職員を配置すること、と明記したということだ。

(2)提案申し上げた部分だが、文章を整理して、園長は保育士登録済みで園長または主任保育士に準じた経験を有する者とし、保育実務経験が25年以上または同等の経歴、識見、能力を有すると認められる者とする。園長は専任とし、他の施設と兼務しない者とする、と記載している。

(3)常勤保育士の各クラスの配置は、年齢別定員に対する配置基準に準ずること。また常勤保育士は、各クラス1名以上保育実務経験12年以上の者を配置し、保育実務経験6年以下の保育士の割合を20%以内とするとともに、男性保育士の配置にも配慮すること。また、主任保育士は保育実務経験20年以上とすることとしている。

(4)看護師または保健師は、実務経験5年以上の者を配置すること。

(5)栄養士は、集団給食の実務経験5年以上で、アレルギー対応の経験とゼロ歳児給食の経験を有する者を配置すること。

(6)調理のうち1名以上は、集団給食の実務経験5年以上の者を配置すること。保育園での調理経験者を複数配置すること。

(7)は非常勤職員について、雇用形態によらず、現在の基準以上の配置をすること。

(8)職員の配置にあたっては、在籍園児との関係を重視して、原則として年度

途中での交代は行わないこと。雇用の継続性を考慮することとしている。

司会 別紙資料はそのままか。

課長 皆様からの要請で出した保育士配置体制の資料に表題を加えたが、変えていない。

保護者 1番の職員配置(1)は問題ない。2番の園長のところだが、前回の協議の中で25年以上または同等という話の中で、選定の透明性、公平性が確保されていれば構わないという協議があったと思う。ここは、変更の資料で選定に絡んだ部分ももらっているから、そこを含めてセットの形で議論するべきと思う。そう約束した話なので、選定のところを聞かせてほしい。

課長 選定について、以前出した設置要綱を変えた。第1条が設置についてで、光八を運営委託するにあたり、その事業者を選定するため保育園運営協議会にかかわる事業者選定委員会を設置するというので、所掌事項といたしましては、委員会の所掌事項は次のとおりとする。保育園の運営委託を行う事業者の選定に関すること。その他、区長が必要と認めること。構成について第3条、委員会は、次に挙げる職にある者につき、区長の任命または委嘱する委員をもって組織するというので、児童青少年部長、(2)が区立保育園園長経験者1名、それから練馬区が推薦する有識者1名、それから保護者が推薦する有識者2名と。計5名ということで、案として出している。

司会 細目にわたって確認するのは、きょうは時間がないので、後日でもいい。これからの協議会でもいいと思う。ただ、25年以上と同等の経歴、識見、能力を有すると判断するのは、選定委員であることをプロポーザルで保証すれば問題ないと思うが、どうか。

保護者 第3条について合意がとれればと思う。

司会 では、第3条については、合意をとった上で、園長の能力をここの選定委員会で判断するというのをプロポーザルに反映させればいいのか。選定委員について、これから協議することが約束とれているのか、とれていないのか。

保護者 きょう何も選定委員会すべてについて合意するとかではなくて、この園長の関係で識見、能力を有すると認められる者にかかわるところ、それが多分第3条だけだと思う。この第3条についてだけ、きょうは合意しなければいけない状態になっている。それがなくなるとこにつながってこない。そういう意味だ。だから他の条項は別途協議すればいい。時間もないので、そう思う。

司会 第3条については、保護者側から見てどうか。必要十分か。いかがか。

保護者 前は児童青少年部長、あと園長経験者を加えて、経理がわかる方がいた。その辺で提案していたはずだが、そこが変わっているので、説明いただきたい。

課長 前は、経理がわかるということで、公認会計士と考えていたが、経営診断、財務諸表等の審査は、提出書類をすぐに別途委託をして審査してもらい、その結果を選定委員会に挙げてもらおうと考えているので、ここであえてもう1人公認会計士という必要はないと考えている。そうであれば区が推薦する有識者ということを入れさせていただければと思い、こういう表現にした。あとは保護者が推薦する有識者は、以前、話のあった部分で入れている。

司会 どうか。2分ばかり休憩する。

(休憩)

保護者 ほかの1、2、4、5、6、7条については、後での議論というところだが、会長イコール児童青少年部長の権限というところもあるので、我々としてはできればこの第3条の1、2、3、4の(3)のところ、練馬区が推薦する有識者1名、これは削っていただきたい。このままだと、2、2になって4人で多数決というところで割れた場合、会長の最高権限というところ、判断をミスとは思わないが、でも我々としては保険をかけたいところなので、(4)の保護者が推薦する有識者、ここを3名にさせていただく。ですから委員会は5名、そのうち1名が児童青少年部長、1名が保育園園長経験者、あと3名を保護者推薦の有識者という形にさせていただきたい。

司会 今回の提案についてはいかがか。

課長 2点ある。1つは保護者が推薦する有識者3名というところだ。今のところ、1名は、内諾をいただいている。それから、もう1名が来週早々に返事をいただくところで、もう1人返事のない方が1名いて、あと1名が他区の選定委員なのでできない、という話があった。4名推薦いただいたうち、1名か2名ということで、必ず3名集まるか。来週にならないと確定しない。

保護者 3名集めるという確約はいただかないと困る。第3条は位置づけ的にはプロポーザルと同じだ。集まらないという話で人数を削るといのはいかがなものか。選定に必要な期間、選定を始める期間というのは、まだ先の話だから、そこについて私たちが協力できる場所があれば、協力するスタンスだ。

部長 皆さん方で推薦をした上で、私どもが当たっていくということだから、区が推薦する有識者なしということであれば、基本的には有識者3名ということで、内実は皆さん方が推薦された者を3名確保するというものでいかがか。

保護者 了解した。

司会 第3条は3番、4番を削って、(3)で有識者3名ということにする。では、戻って園長の要件だ。

課長 確認だが、(2)で選定委員の構成を了解いただいたということで、同等の経験、識見、能力を有することという文章でもよいということだと思う。「有すると選定委員会が認めた者とする」という文章に直したい。

司会 いかがか。今の点については。オーケーか。(了解)では、そうしてほしい。2番の職員数等の(2)については、これで問題が解決したということでのよろしいか。では、3番以降、3、4、5、6、7、8についてあるか。常勤保育士と主任、看護師、保健師、栄養士、調理、非常勤職員と問題なければ、そうしたい。

保護者 前回協議のあった障害児保育について、私たちの願いとしては障害児を持つ保護者からすれば、配置そのものであるという観点から職員配置に何らか障害児の関連の数字を入れたいという思いがあり、まず現状の光八がどうなっているのか。そこから辺からまず共有して、議論させていただきたいという項目だ。

司会 そういうことでいいか。現状の光八は、今から資料を請求していると間に合わないの、光八の保護者がヒアリングして調べてくれたものがある。どう調べたかという、障害児の担任経験、経験ゼロが23%、1年から4年が40%、5年から

9年が32%、10年以上が5%、それが最初のデータだ。次が障害児保育の研修経験で、研修経験ありが73%、研修経験なしが27%だ。内訳として、種類別研修経験率を挙げていて、区障害児研修を受けているのが59%、実践交流会が50%、その他の研修が32%だ。他機関との連携経験では、連携経験ありが82%、なしが18%。種類別連携経験率は、養護学校等見学が45%、養育統合が50%、養育機関見学が55%という以上のデータが出ている。つまり在園の保護者の現状認識は、障害児保育の光八の現状の認識は、こういうものであるということをご理解いただきたい。何かあるか。

では、こういう認識を保護者が持っているということを前提にして、これからプロポーザルの職員配置に、どう反映させていくかという話をしていきたい。

では、保護者から提案があるか。

保護者 保護者側からの提案としては、人数や経験年数というところで、担任経験という中で5年以上というところに着目すると37%ということで、保育士を22人と見ても6人、7人いることになる。障害児のお子さんと接するための統合保育という観点から保護者側の提案としては、障害児の保育経験者5年以上を各クラス1名配置すること、というのをまず希望として挙げたい。

司会 いかがか。実情からすれば、それでもかなりゆるい条件だと思う。とにかく1年以上、つまり経験がある人ということで考えたら、77%ある。

課長 確認だが、5年以上の経験者を各クラス1名以上配置ということだが、各クラスに実際に1名以上の人数配置ということか。障害児がいないクラスにも必要ということか。

司会 保護者側としては、クラスに1人は入れたいという意見か。

保護者 そういう意味だ。

司会 区としては、それは難しいわけか。それに対して何か考え方があるのか。

課長 5年以上を各クラスに1名以上配置するというのは、厳しい基準だと受けとめている。

司会 クラスということにこだわらなければいいのか。急がないといけない。

課長 保留して、整理できる部分があれば、他でやりたい。時間の関係もある。

司会 いいか。では、そうする。

保護者 あと1点、障害児関係で、言わせていただきたい。10番の委託内容というところで、あそこに障害児関係の内容として一文入れていただきたい。今、練馬区で障害児保育実施要綱というのがあるはずで、それに絡めての話だ。「障害児保育については、練馬区障害児保育実施要綱に基づき統合保育を行うこと」という一文を入れてもらいたいという内容だ。

司会 という提案だが、区側はいかがか。

課長 一文を入れることは構わない。

司会 この文章を加えるということで、いいか。では、さっきのところは保留にして、14番、説明してほしい。

課長 14番、「保育園運営における練馬区と受託者の実施区分」ということである。

(1) から保育園園医および保育園歯科医の選任、経費の支払いは練馬区が行うとい

うこと。(2)の給食の献立は練馬区が作成し、受託者が調理を行うこと。(3)はアレルギー対応食は練馬区、保護者、受託者栄養士ほか、関係職員と協議を行い、受託者が調理を行う。(4)食材の調達を受託者が行うものとするが、調達先については、原則として地元の業者とする。なお食材は、基本的には国産食材で、不必要な食品添加物、着色料、遺伝子組み換え食品及び、これを原材料としたことが明らかな食品は使用せず、安全な給食を提供すること。(5)保育用備品、机椅子等の什器類、厨房備品は、従前のものを使用すること。なお、今後使用する保育用消耗品(遊具類を含む)、その他消耗品類は受託者が調達すること。(6)パソコン類、絵画、その他受託者が独自の判断で必要とするものは、練馬区と協議の上、受託者が調達すること。(7)園舎清掃、消防設備など定期的に行う保守点検、建物及び工作物等の修繕、光熱水費の負担は練馬区が行う。以上だ。

司会 14番問題ないか。では、15番お願いします。

課長 応募期間および提案書等の提出期限だ。提出された書類は、区の情報公開条例の対象になる。(1)応募期間は、4月11日から22日。応募方法は、所定の申込書を添付書類とともに持参または郵送。提出書類は、法人の決算書等ということで、1)「直近3年間の決算書、決算に関する財務諸表」を始め、11)「第三者評価または利用者アンケート結果」まで、記載のとおりだ。

司会 保護者側、いかがか。

保護者 (1)は、保留となっている。11)に関連する部分以外は、結構だ。

課長 (2)は提案書等の提出期間ということで、平成17年4月11日から平成17年5月9日としてある。また提案書等の種類についても記載してある。「保育園運営に関する基本事項」ということで、1)「保育園運営に関する基本事項」から、20)「受託業務の遂行が困難となったときの履行保障に関する考え方及び具体的対応策」までとなっている。は「見積書」ということで1)「1年間にかかる人件費明細を含めた経費の見積書」と2)「準備委託期間にかかる人件費明細を含めた経費の見積書」である。は「準備委託の考え方」で「練馬区では、運営業務委託への円滑な移行が出来るよう、6月1日から8月31日までの間で、指定する期間を準備委託期間として設定します。」また「準備委託にあたって、特に園児や保護者に対する配慮など、どのように取り組んでいくか、準備委託期間の職員配置等の考え方について、具体的に提案してください。」「職員配置については、人数、職種別に配置する予定表を作成してください。なお、準備委託期間には、当初から園長予定者とともに保育実績のある経験豊かな保育士を出来るだけ多く配置するように配慮してください。」と記載している。についてはプレゼンテーションの資料として「運営提案書」を載せてある。

司会 (2)の提案書等はいかがか。

保護者 選定基準が明確になっていないとこれだけの書類で選定できるのか、正直よくわからない。事業者の立場に立つと、たとえば、10)の「虐待への対応の考え方」は、何を書けばいいのか、わかりにくい。一番気になっているのは、16)の「職員配置の考え方」のところで、園長・主任等の経験年数等を求めているが、そこを明記しているところがない。それを加えてほしい。

課長 応募の段階ですべての職員を採用・把握しているわけではない。

保護者 一般保育士はともかく、園長の職歴は重要である。応募段階では園長が決まっていなくてもいいかもしれないが、その辺を選定委員会で判断していくことになると思う。判断する際に、園長が決まっているべきだ。

司会 提出書類に園長の職歴が必要だということだ。

課長 事業者が応募する段階で、園長候補者の経歴を出すことはあると思う。16) 職員配置、経歴のところは括弧書きで園長候補者の経歴を含む、とすることではどうか。

保護者 の経歴は具体的にはどういうイメージか。園長に限らず、配置しようとしている職員全体の経歴ではないのか。応募の段階で決まっていなくていいのは分かるが、どういう基準で選定しようとしているのか。

課長 募集要領で職員の経歴とか人数等を細かく規定しているので、事業者はそれに沿った形で応募してくることになると思う。その他にどういう形で職員を配置していくのか、その考え方を出示してもらおう、ということだ。

保護者 これから採用する人はともかく、園長はどこか事業者が運営している園から配置することになると思うので、その人の経歴ぐらいは出してもらわないと、区も選定できないのではないのか。課長が言ったことを事業者は本当に出してくるのか。職員配置が一番重要なところだ。「考え方」と記載しているところが多いが、2, 3行簡単にありきたりのことを書かれても、区も困ると思う。詳しく書いてきた事業者はいいという考え方もあると思うが、具体的に対処法を記載しているものが、区も欲しいはずだ。

課長 表現について意見をいただいた。応募事業者はそれぞれの項目について、具体的な提案をしていくことになる。

保護者 6ページの準備委託の期間の職員配置のところは具体的に提案してほしい、と書いてある。これで100%とは言わないが、具体的に記載するという指示を出すべきと思う。具体的に記載していないと、短いスケジュールで選定できない。このような状態では心配でならない。

課長 事業者のほうのわかりにくい、その結果適正な選定が出来ないのではないのかというご発言の趣旨はよく分かる。「具体的に対応策を記載」とすることは可能だ。

司会 経歴のところのイメージだが、事業者が採用した職員の履歴書を区は閲覧できるのか。法的にどうなのか。できなければ、経歴も書けない。

(単発の会話が続くので一部省略)

(ホワイトボードに「配置予定職員の経歴(園長候補者については必須)」)

保護者 事業者が採用した職員は、全部とは言わないが履歴を抜き出して記載してもらおうことにして、提出してもらおうことでどうか。

課長 事業者の責任において提出してもらおう。

司会 プロジェクターの赤字部分(ホワイトボードの「配置予定職員の経歴(園長候補者については必須)」と同じ)があれば、保護者側としては担保されたということではどうか。

課長 園長候補者を数人もっている事業者は具体的に記載してくるだろうし、具体的に

決めきれない事業者はこういう人を考えている、ということを提案してくることになる、と思う。

司会 プロポーザルの選定が始まったら、園長候補が具体的に決まっていると考えてよいか。25年の経験年数を満たしているか、あるいはそれと同等以上の経歴・識見・能力を有するか、選定委員が判断しなければならないからだ。園長候補者を立てられないところは受託できないということによいか。

保護者 当然、そうなると思う。

課長 応募する段階では決めきれないところもあると思う。

保護者 6月から準備委託が始まるのだから、5月9日の書類の締め切りの段階では当然決まっていなくてはいけない。

司会 当然、それくらい求めてもいいと思う。

保護者 園長については、少なくとも要領には記載したほうがいいと思う。書いておかないと出てこないことになる。

司会 スケジュールから考えて、応募時点で決められないような事業者はこのプロポーザルには応じられないということだ。園長は特別ということでこういう文書になった。

保護者 25年ということで仕切れればこの話もなかった。

司会 園長が特別と言ったのは区側だ。公募を11日に始めるのに、悠長なことを言っている段階ではない。

課長 「配置予定職員の経歴（園長候補者については必須）」と記載することでどうか。（この後、協議会の進行と保育時間等の発言を一部省略）

司会 保護者からの提案で、明日の2時からということだが。

保護者 明日の流れだが、積み残し部分の協議と公募要領の文書の確認をしたい。双方持ち帰ってそのままの形で公募開始となるようにしたい。後で、ここはどうとか、言うことがないようにしたい。そういう協議をしたい。場所は旭町南地区区民館だ。

司会 では、明日2時から旭町南地区区民館できょうの協議会の続きを行うことによいか。

保護者 イメージとしては、2～4時でお願いしたい。

部長 区も結構だ。お願いだが、積み残しというか、先ほど障害児保育について具体的な極めて高いハードルの提案、きょうになって新たな提案があった。難しい判断をしなければならないことは分かってほしい。こういうスケジュールだからこうなると言われればそれまでだが、この間の議論のなかで、我々としてもギリギリの局面で協議を続けてきたことは、理解願いたい。きょうのところの積み残しということによいか。

保護者 結構だ。

司会 本日の協議会はこれで終了するが、保護者は一生懸命、協議に協力していて、それでもこういう状況だということは忘れないでほしい。では、終了する。